

小樽市報

◎幹事囑託

本會は客廳地方土木主任官に榮轉せられたる埼玉の奥村孝藏、群馬の山本敏、茨城の坂本一平、岐阜の井口鹿象、長野の淺見洋、青森の掛札季藏、鳥取の長谷川勝伍、山口の後藤季總、宮崎の片桐兼次郎諸氏に對し、各所屬長官を經て客月十五日本會幹事を囑託せり、諸君は中央或は地方土木の要職に在りて、其技術方面を擔當せられ、孰れも練達の士なりと聞く、希は本會の爲め新進の力を添へられむこと、至囑措かざる所なり。

◎幹事詫報

本會幹事山梨縣土木課長渡邊英保氏は、過般同縣の大事業たる嶽麓開發道路の計畫に關し知事と俱に東上、東奔西走努

力中病に罹り客月廿六日築地の客舍に於て逝去せらる。同氏は巣島縣若松の產、第二高等學校を經て東京帝國大學に入り、明治四十五年土木工學科を優秀の成績を以つて卒業

小樽市に入り事ら港灣修築を擔當し、大正八年三月北海道帝國大學附屬土木専門部教授に任官し、九年三月京都府技師に轉じ、同府に於ける土木主任技術者として、道路に、治水に專心し、其の間、時の土木課長近新三郎氏偶々奇縁に罹りて病床に在るや、自ら部下を統制し大正十年秋冬の大水害には日夜精勵せられたるは、吾人の記憶に尙新なるところ、其の大正十二年山梨縣土木課長となるや益々沈着し、果斷に終始せられ、就中同年九月關東一圓に突發せる大震災に際しては復舊工事に全力を傾倒するの外、帝都救援事務に掌裡して缺くる所なかりしは偉大なる功蹟の一として吾人の永く忘るゝ能はざる處、年齢漸く四十、本邦路政界に於ける青年技術家として益々前途を囑目せられ、本會事業の爲亦奮闘其の力を致されたりしに、嗚呼今や亡し、洵に哀悼の情に堪へず。

去月二十八日甲府市に於て葬儀を執行、本會は囑託浅香小兵衛を派して靈前に吊詞を呈した。

◎道路工夫講習會開催

道路維持修繕の良否が、道路交通の安危に係る程重要な事でありながら、仕事夫れ自身は道路の改良工事の如く派手でなく地味なもので往々之を輕視する傾がある、併しながら

如何な良道でも維持修繕を完全に行はなかつたならば、直に悪道となることは言ふまでもない、此重大な維持修繕の仕事に當つて居るものは道路工夫である、故に道路工夫の道に關する智識を向上せしむることは道路の維持修繕を完全ならしむる上に於て極めて必要なことであるが、從來道路工夫の

智識は至つて低級なものが多く、無意識に仕事をして居る状況である、之を遺憾なりとし適當な智識を授くるが爲に今回東京市道路局に於ては工夫講習會を開催することとした。

道路局長牧博士の談に依れば、現在東京市の修路工夫は千五百人であつて、之を五十五班百六十五級に分ち使役しているが、今回は此内の級長を選択して教授するものであつて、維持修繕の作用に支障なき様按配する由である。講習科目と講師は左の通りである。

道路講習要綱

講習科目

講 師

◎野洲橋竣功式

村上東京市技師

砂利道の維持修繕

(イ)砂利道路構造の大意
(ロ)道路維持の必要

(ハ)砂利道の維持法(撤水の利害を含む)

- A 不陸直し(其成生原因等)
- B 檍形直し(檍形の利益)
- C 軌道との取付
- D 排水及側溝の疏通
- E 砂利の使用法

- A 不陸直し(其成生原因等)
- B 檍形直し(檍形の利益)
- C 軌道との取付
- D 排水及側溝の疏通
- E 砂利の使用法

二 埋設工事復舊

森田東京市技師

(イ)埋設工事復舊の現狀

(ロ)埋設工事復舊上の注意

三 碎石道

山本東京市技師

- (イ)テルフオード道構造の大意
- (ロ)マカダム道の工法と維持法

(ハ)テルフオード、マカダム道の工法

四 交通調査

江守東京市技師

- (イ)交通調査の必要と目的
- (ロ)交通調査の要點と方法

滋賀縣知事の執行に係る十四號國道滋賀縣滋賀郡野洲川に架する野洲橋換工事は、大正九年起工以來專心工程の進捗に努めたが、這般其の竣成を告げたので一月二十八日午前十時

竣功式を擧げた。本會は都筑幹事を會長代理として參列せしめ左の祝辭を朗讀した。

祝辭

野洲橋架換其の工を竣へ本日茲に竣工の式典を擧げらるるに會ふは邦家の爲洵に欣幸とする所なり

抑本橋は帝國中央幹線道路たる十四號國道に架設せらるるもの橋體腐朽して近代の交通に適應せず遺憾渺からざりしを以て大正九年之れが架換に着手し縣當局の努力と縣民の熱心とに因りて工事着々功を進め今仍ち其の竣工を見るに至る顧れば本會曩に全國道路の改良を唱道して其の促進を期囑し支部設置の制を創るや滋賀縣官民有志は率先之を設置し爾來道路改良の世論を喚起し遂に瀬田橋の架換湖邊遊覽道路の新設等を實現し今又本橋の竣工を見るに至れるは地方交通上裨益する所蓋し渺少ならざるものあるべし

冀くは今後更に力を之れが維持管理に致し更に進で縣下道路の改善に力められんことを一言を述べて祝詞とす

大正十四年一月二十八日

道路改良會長 水野鍊太郎

王喜間(二號國道)改築工事

◎大正十四年度國庫補助道路工事確定

大正十四年度に於ける政府の道路改良豫算は屢々報道した處であつたが、工事進捗の關係を考慮し既定計畫の事業に對しては、夫々補助せらるゝの外、左の十工事に對しても新に補助することに内定し先般内務省土木局長から關係府縣知事に其の旨通知した。其の工事の概要は左の通りである。

日坂峠(一號國道)改築工事

一起業者 静岡縣知事

二 改築區間 榛原郡自金谷町至日坂村

三 延長 五千四百四十六間九二一

四 幅員 三間乃至五間五分

五 工法 砂利道

六 工費 四十八萬千二百圓

七 施工年度
自十二年度
至十七年度

八 財源 一般縣費及國庫補助金

九 補助 工事費の二分一を補助するものとす

一 起業者 山口縣知事

二 改築區間 自厚狭郡王喜村
至豐浦郡小月村

三 延長 橋梁 千六百四間七分
道路 百二十三間

四 幅員 道路 四間半乃至六間
橋梁 有效幅員三間

五 工法 砂利道とし鍛桁橋、鐵筋混凝土桁橋とす

六 工費 二十九萬千六百三圓

七 施工年度 自十三年 度至十四年 度

八 財源 一般縣費及國庫補助金

九 補助 一般縣費及國庫補助金

九補助工事費の二分一を補助するものとす

長六橋(二號國道)架換工事

一 起業者 熊本縣知事

二 所在地 熊本市河原町立會

三 延長 二百五十六尺

四 幅員 十間

五 工法 鐵結構橋

六 工費 三十八萬八千三十六圓

七 施工年度 自十三年 度至十四年 度

八 財源 一般縣費、熊本市寄附金茲國庫補助金

九 補助 熊本市寄附金十一萬六千四百十圓八十錢を除

きたる殘額に對し二分一を補助するものとす

日芳橋(二號國道)架換工事

一起業者 岡山縣知事

二 所在地 後川郡西江原村立會 小田川

三 延長 五十八間八分

四 幅員 有效三間五分

五 工法 (イ) 鐵橋三徑間とし「アスファルト混凝土鋪裝とす
(ロ) 取合道路 四百五十六間五分 有效幅員四間

六 工費 十二萬三十一圓

七 財源 一般縣費及國庫補助金

八 施工年度 大正十三年 度

白瀧橋(三號國道)架換工事

一起業者 大分縣知事

二 所在地 大分郡別田村立會 大野川

三 延長 八十六間八分

四 幅員 有效二十尺

五 工法 (イ) 鐵筋混凝土バウストラス構

(ロ) 取合道路百十間幅員三間

六 工 費

十一萬五千八百八十四圓

七 施工年度

自十三年
至十四年

八 財 源

一般縣費及國庫補助金

九 補 助

工事費の二分一を補助するものとす

葛飾橋(六號國道)架換工事

一 起業者

千葉縣知事

二 所在地

千葉縣東葛飾郡松戸町立會
東京府南葛飾郡金町村立會

三 延 長

百八十四間

四 幅 員

四間

五 工 法

(イ) 橋體 鐵結構(一徑間百八十呎六連)

六 工 費

(ロ) 橋臺 鐵筋混凝土造

七 施行年度

(ハ) 橋脚 鐵筋混凝土造

八 財 源

(ミ) 取附道路 幅員四間乃至五間

六 工 費

五百三萬七千百八十圓(東京府と)
(折半負擔)

七 施工年度

自十二年
至十三年

八 財 源

一般縣費、國庫補助金及國庫負擔金

九 補 助

工事費より河川費負擔額十四萬七千圓を控除

(東京府、千葉縣)

(の折半負擔)

九 補 助

工事費より河川費負擔額十四萬七千圓を控除

したるもの三分一を國庫より補助するものとす

江戸川橋(七號國道)架換工事

一 起業者

千葉縣知事

二 所在地

千葉縣東葛飾郡市川町立會
東京府南葛飾郡小岩村立會

三 延 長

二百十四間七分

四 幅 員

四間

五 工 法

(イ) 橋體 鐵結構(徑間百八十呎七連)

六 工 費

(ロ) 橋臺 鐵筋混凝土造

七 施行年度

(ハ) 橋脚 鐵筋混凝土造(六基)

八 財 源

(ミ) 取合道路 幅員四間

九 補 助

五百五萬三千八百圓(東京府と)
(折半負擔)

六 工 費

自十一年
至十三年

七 施行年度

一般縣費、國庫補助金及國庫負擔金

八 財 源

工事費より河川費負擔額七萬四千四百八十圓
を控除したるもの三分二を補助するものとす

(東京府、千葉縣)

(の折半負擔)

九 補 助

工事費より河川費負擔額七萬四千四百八十圓

一起業者 東京府知事

二 所在地 南多摩郡立川町立會

三 延長 二百一間七分

四 幅員 四間

五 工法 (イ) 橋體 鋼筋桁(五列、二十連を架設し鐵筋混

六 施工年度 (ロ) 橋臺 鐵筋混擬土造(長三十六尺五寸、高二十六尺五寸)

七 施工年度 (ハ) 橋脚 同上(高三十九尺六寸六基)

八 施工年度 (ニ) 取合道路 延長七百六十七間二分

九 施工年度 (イ) 橋體 鋼筋桁(五列、二十連を架設し鐵筋混

十 施工年度 (ロ) 橋臺 鐵筋混擬土造(長三十六尺五寸、高二十六尺五寸)

十一 施工年度 (ハ) 橋脚 同上(高三十九尺六寸六基)

十二 施工年度 (ニ) 取合道路 延長七百六十七間二分

十三 施工年度 (イ) 橋體 鋼筋桁(五列、二十連を架設し鐵筋混

十四 施工年度 (ロ) 橋臺 鐵筋混擬土造(長三十六尺五寸、高二十六尺五寸)

十五 施工年度 (ハ) 橋脚 同上(高三十九尺六寸六基)

十六 施工年度 (ニ) 取合道路 延長七百六十七間二分

十七 施工年度 (イ) 橋體 鋼筋桁(五列、二十連を架設し鐵筋混

十八 施工年度 (ロ) 橋臺 鐵筋混擬土造(長三十六尺五寸、高二十六尺五寸)

十九 施工年度 (ハ) 橋脚 同上(高三十九尺六寸六基)

二十 施工年度 (ニ) 取合道路 延長七百六十七間二分

白地橋(二十三號國道)架設工事

一起業者 德島縣知事

二 所在地 三好郡(三郷村)佐馬地村立會吉野川

三 延長 百三十間

四 幅員 有效二十尺

五 工法 (イ) 鋼材アーチ橋徑間四十八尺一連、鋼材ト

六 施工年度 (ロ) 橋徑間八十尺二連全長百六十尺、鐵筋混

七 施工年度 (ハ) 取合道路延長百二十間有效幅員四間

八 施工年度 (イ) 鋼筋桁(五列、二十連を架設し鐵筋混

九 施工年度 (ロ) 橋臺 鐵筋混擬土造(長三十六尺五寸、高二十六尺五寸)

十 施工年度 (ハ) 橋脚 同上(高三十九尺六寸六基)

十一 施工年度 (ニ) 取合道路 延長七百六十七間二分

十二 施工年度 (イ) 鋼筋桁(五列、二十連を架設し鐵筋混

十三 施工年度 (ロ) 橋臺 鐵筋混擬土造(長三十六尺五寸、高二十六尺五寸)

十四 施工年度 (ハ) 橋脚 同上(高三十九尺六寸六基)

とす

(ロ) 取合道路 延長七百六十七間二分

(イ) 橋體 鋼筋桁(五列、二十連を架設し鐵筋混

(ロ) 橋臺 鐵筋混擬土造(長三十六尺五寸、高二十六尺五寸)

◎道路取締令改正の陳情

一月二十六日午後一時、東京府一市八郡荷馬車業組合の代表者十五名は、打揃ふて道路取締令中荷馬車の輪帶幅制限に関する規定改正の件につき陳情の爲め内務省に出頭した。内務省では土木局の堀切局長、丹羽道路課長、島第一技術課長、牧野佐藤兩技師、警保局の石井事務官等が具に其の陳情を聽取した。代表者等は何れも數頭の馬、數臺の車を所有し曳子を指揮して運送業を經營してゐるとか、現に自ら荷馬車運送の勞働に從事してゐるとかといふ人達ばかりで、其の言ふ所は體験から生れ出た所であるから大いに當局者を傾聽せしむるに足るものがあつたとのことである。其の陳情の要旨は左の如くである。

道路取締令第十二條は荷車の輪帶幅の制限を規定してゐるが、現在に於ては此制限は同令の附則「本令施行ノ際現ニ使用スル荷車ノ輪帶幅ハ大正十五年十二月三十一日迄本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ制限ニ依ラサルコトヲ得」といふ規定に依つて緩和せられてゐるがいよ／＼大正十六年一月一日からは一般に強行せられることになつてゐる。然るにこれは左に述べるやうな種々の理由で吾等荷馬車業者に對して忍

ぶべからざる苦痛を與へるものであるから同條の制限を改正するか、若しそれが出來ないとすれば附則に定むる大正十五年十二月三十一日といふ期限を相當延長して貰ひ度い、其の理由といふのは次の様である。

一 震災後一般罹災者の被害の甚大なるは言ふ迄もないことをあるが就中吾等荷馬車業者の受けた打撃は當業者以外實に想像の及び能はざるものがある、窮餘生計の途を求めるようと欲しても他に何等爲すべきことを知らざる當業者の多數は只從來の業務に復歸するの一途あるのみであるから百方苦慮を廻らし各地方から舊式車輛を搔き集め以て一時其の急に處し辛うじて其の業を開始したのである。然るに今之を道路取締令の規定に適合するやうに改造するには一臺につき約百圓を要するのであるが災害の創痍未だ癒えざるに此の負擔を爲すことは大なる苦痛である。

二 従來使用し來りたる荷馬車の風袋は百十貫乃至百二十貫にして諸外國に於ける荷馬車の構造に比して重量過大であるのに更に幅三寸の車輪を具備せしめることとすれば一層重量を増加し且三分の一以上の磨擦抵抗を增加するから之に對應するの策としては強力なる馬匹に買替を

爲して牽曳力を増大するか若しくは積載分量を輕減して現在馬匹の疲勞を防ぐか何れかに依るの外はない、従つて自然一般小運送料金値上げの餘儀なきに至るは明なる事の歸結である、統計に依れば全國に於ける荷馬車數は三十七萬臺であるが假りに一臺につき運送料金二割の増加を見積らば實に二億一千萬圓といふ巨額の増加を來し一般社會經濟上の不利は頗る甚大である。

三 現在東京市及其の近郊に於ける荷馬車用馬匹の總數は約一萬五千頭を算してゐるが此等の殆んど全部はサラブレット種又はハクニー種で一頭約四百圓である、此等の種類の馬匹では荷物の積載量を輕減せざる限り到底改正車を牽曳せしめることは出來ない、改正車輛牽曳に適當なる馬匹はペルシユロン種で一頭約七百圓であるから其の間三百圓の差がある、かかる買替の負擔はとても當業者の堪え得る所でないのは言ふまでもないことであるが更に我國に於ける產馬の實狀では之が補充は不可能である。

四 又前述の如く荷馬車一臺の積載量を輕減せんか自然馬匹及車數の増加を來さねばならぬ即ち第一には現在東京市及其の近郊に於ける荷馬車用馬匹總數約一萬五千頭に

對しては新たに約六千頭を購入しなければならぬ、又全國に於ては約十五萬頭の増加を必要とするものと推算されるのであるが斯かる多數の馬匹を急速に養成すること荷馬車を購入し且之に應する固定資本等を増加せねばならぬ、第三には現在に於て既に混雜に悩み^{つゝ}ある一般交通を益々混雜ならしめ道路を毀損するの度を加へ且交通上の危険を増大する虞がある。

五 近時東京府市協力の下に着々路面の改造を見急速度を以て疾走する貨物自動車の運行に差支なき爲め鋪石又はアスルアルト道に改造されつゝあるが右等貨物自動車の運行に支障を來さないやうな優良な路面が緩速度なる二寸幅荷馬車の運行に依つて毀損を來すとの理由は殆んど見出すことが出來ない、現在の道路取締令の規定は貨物自動車の今日の發達を豫想せずして起案せられたものではないか。

六 四輪馬車の積載量の制限は從來三百貫であつたが道路取締令第十三條は之を五百貫に改正したがこれは果して我國に於ける馬匹の牽曳力を調査した上のことであらうか、前述の如く現在一般に使用されてゐる馬匹ではとて

も斯くの如き重量を牽くには堪えないものである、又改正車輪に依り從來三百貫の制限を五百貫として運行せば路面に對する壓力は約五分の一の増加を來し却つて著しく路面を毀損するの虞が多いやうである。

之を要するに實驗の結果三寸車輪は到底使用に適しないのである現在東京市内外に於て新車を使用することを嫌ひ出来るだけ從來の二寸幅のものを使用せんとする傾のあるのは之を證明するものである、道路取締令は路面の保存にのみ重きを置き經濟的考慮の上に於て未だ十分ならざるものがあるやうである。此問題は一方には小運送賃金の廉否を通じて一般物價の問題であり他方には數十萬の荷馬車業者の切實なる生活問題であるから吾等の實狀充分御酌み取りの上御採擇あらんことを望む云々

右の陳情は前にも述べたやうに體験より生れ出でたる所謂「汗にじんだ聲で」あつて充分尊重すべきものであるが一方に於ては當業者は當業者なるが爲めに却つて冷靜にして廣汎なる觀察を缺き道路維持費等の如く荷馬車業者の受くる苦痛以外に考慮すべき幾多の事情の存することを閑却するといふ虞もあり。又慣れたる物古き物に對しては愛惜の念を抱き新しき物に對しては不安毛嫌の情を起すといふのは人情の常であるし、他方に於ては道路取締令は固より路面の維持といふこと以外車輪と路面との摩擦、馬の牽引力等についても固より種々の研究調査を遂げた結果制定せられたものであるから直ちに荷馬車業者の言ふ所のみが眞理の凡てであるといふことは出來まい、内務當局者は取締令制定の趣旨や、研究の結果と荷馬車業者の言ふ所と異なる點について懇切な説明をされ度しと述べたので代表者一同は午後四時之を諒として引取つた。（論愚生）

●吳市廣村間道路改築起工式概況

吳市は茲に紹介するまでもなく海軍鎮守府の所在地として「汗にじんだ聲で」あつて充分尊重すべきものであるが一又我海軍の精銳が駐屯する軍港として極めて著名なる所である。三方は峯巒起臥し南は展開して吳港に臨み廣袤東西南北各一里餘を有する殷賑なる一都市が即ちそれである。此市を去る東南約一里半の地は賀茂郡廣村であつて飛行機製作を中心とする海軍廣工廠の所在地である。寄せては返す波浪の岸壁を洗ふところ杉大なる地域を占有するものが即ち同工廠であ

つて往年の八八艦隊計劃の壯舉をも偲ばれて軍縮の聲喧まし
き今より考ふれば轉た感概無量である。近來幾分寂寞の感が
せぬでもないがそれでも大小無數のバラツク式大建築物中か
ら朝夕數萬の職工を呑吐する有様は確に此地方に於ける一偉
觀である。吳市と廣村間を通ずる國道三十二號線と府縣道西
條吳線及特國道二十四號線の三路線の道路改、計畫が成つた
のは大正九年であつて大正十年度から五箇年間繼續事業とし
て總工費貳百拾餘萬圓を計上し國庫の補助を得て施行するこ
とゝ爲り翌十年度から用地の買收及地上物の移轉等に着手し
漸く去る一月二十四日起工式を吳市内で舉行する運びとなつ
たのである當日は拂曉から怪まれた天候が刻々危険になつて
午前八時頃には遂に點々と路面に斑紋を畫くに至つた係員の
氣苦勞は一通りでない。其の内式場附近の丘上から打揚げら
れた煙火の爆音に勢ひ付けられて諸種の設備は進められた。

先づ吳停車場前の廣場に特設された來賓案内場には今日式
典を擧ぐべき道路に關する計畫の概要を表示した「ビラ」や
市内案内圖を掲げて來賓の参考に供し十數臺の自動車は驛前
に整列して來賓を迎へて居る。其處から市内東端の高臺に設
備された式場迄約二十丁餘の間兩側の民家は一様に國旗を掲

揚して祝意を表し道路の改築線を表示すべく樹てられた數十
の測量旗は翩翩として今日の式典を喜ぶの感がある、廳て來
賓の參集する刻限には朝來の密雲拭ふが如く去つて陽光麗か
に照り折柄舊曆正月元旦に當る爲近郷の民衆盛に來往して市
内一般に稀有の活況を呈して來た。定刻迫つて主催者たる山
縣廣島縣知事以下縣高等官を初め吳鎮守府參謀長以下部員同
工廠長以下部員其他諸官公衙職員及縣會議員關係市町村長其
他來賓五百餘名陞續として式場に參列し冲天に轟く爆音を合
圖に神官祭壇に近く進み修拔の儀を爲し奏樂裡に豫定の神事
を了り續いて知事の式辭來賓の祝辭あり全く式典が終つたの
は十二時三十分であつた。其より一同は市内吳會館に於ける
地元町村等の主催せる祝賀會に臨み一大宴會が開かれた。祝
賀會を代表して福永吳市助役の挨拶に次いで山縣知事の謝辭
あり、吳市藝妓の手踊り等餘興中一同歎を盡して散會した。

因に當日式場に於ける知事の式辭は左記の通りであつて道
路起工式舉行は此地方に於ては稀有のことゝて今回の催しは
一般民衆に對し道路に關する觀念を喚起せしめ其改良の急務
なることを痛感せしめたことは尠からざるものである。

(廣島縣報告主任報)

式辭

吳市廣村間道路改築工事其準備ナリ茲ニ本日ヲトシテ多數貴賓ノ來臨ヲ得テ起工ノ式典ヲ舉行スルハ本官ノ最モ欣幸トスル所ナリ

抑モ本路線ハ縣下樞要ノ幹線ニシテ營ニ地方文化ノ向上産業ノ開發ニ多大ノ影響アルノミナラズ軍事上ニ於テモ亦誠ニ重要ナル路線ナルニモ不拘其幅員狹ク勾配屈曲多クシテ道路ノ機能ヲ完フルコト能ハザリシハ深ク遺憾トセシ所ナリ

仍テ本縣ハ夙ニ其ノ改築ノ必要ヲ認メ之ガ計畫ヲ樹立スルヤ國ニ於テモ亦其緊要ナルヲ認メ軍事國道ニ屬スル部分ノ改築ニテ就ハ全部國費支辨トシ他ノ部分ニ就テモ亦本事業助成ノ爲メ特ニ三分ノ二ノ補助金ヲ交付シ以テ大正十年度ヨリ同十七年度ニ至ル八箇年繼續事業トシテ計畫確立スルニ至リタルモノナリ

顧ルニ縣下ノ國府縣道延長ハ實ニ八百三十餘里ヲ算スト雖ドモ其ノ構造概ね粗悪ニシテ現代ノ交通運輸ニ適セザルモノ多ク之ガ改築ノ極メテ緊要ナルモノアルモ各般ノ情勢ハ未ダ其實現ヲ見ル能ハザルニ獨リ本路線ハ實ニソノ嚆矢トシテ最新ノ工法ニ依リ理想ニ近キ改築ヲ爲シ得ルニ至リシハ全ク政府ノ助力市町村ノ寄與ニ由ルニ外ラズシテ地方ノ爲誠ニ慶賀ニ堪ヘザル所今政府及地方公團體ハ財界ノ現狀ニ鑑ミ極力

財政ノ緊縮ヲ勵行シ多クノ事業ハ中止若クハ打切りヲ斷行スルニ不拘本路線ノ改築事業ハ獨り豫定計畫ヲ遂行スベク茲ニ起工式ヲ舉グルニ至リシハ全ク自他共ニ其ノ緊要ヲ痛感シタルニ外ナラズ庶幾ハ地方關係人士ノ深甚ナル後援ト當局吏僚ノ精勵トニ依リ豫定ノ工ヲ進メ速力ニ所期ノ目的ヲ達成シテ地方ノ面目ヲ一新センコトヲ。

大正十四年一月二十四日

廣島縣知事 山 縣 治 郎

不 可 解

東京市には、震災の爲損壊せられたる軌道交通の緩和策として、圓太郎自動車なるものが經營せられて今日に及んでゐる。終點を東京驛に置き八方に放射的に路線を運轉し、頃者車體の改造やら美人車掌を配するやらして、朝夕は乗客滿溢の有様であるが、此の満溢をも不顧査公が盛に飛び乗り飛び付きをやつてゐることを往々見受けることがある、しかも彼等は一度街頭に立てば、速度や定員や泥除けに甚甚の注意を拂ひ、或は制止し或は指揮して取締の勵行を期すべき職務を有するに不拘尙且つ如斯を見る不可解なるは其心事。(小兵衛)